

【エクアドル経済:2013年10月】

1. 投資保護協定及び国際調停システム監査委員会（CAITISA）

(1) 5日、コリア大統領は、「投資保護協定を見直すことは、対外債務の見直しと同様に重要なことである。結論は厳しいものになるだろうが、だからこそ我々は決断しなければならない」旨述べ、同監査委員会の委員にカルロス・ガビリア元コロンビア憲法裁判所長官、アルベルト・アロヨ・メキシコ市自治大学教授、アレハンドロ・オルモス元アルゼンチン対外債務監査委員会顧問を任命する旨明らかにした。

(2) 2008年に成立したエクアドル共和国憲法第422条は、投資協定にかかる紛争解決手段としての国際的な紛争解決機関を原則として認めておらず、同憲法成立以前に締結された二国間投資保護協定を破棄する必要があったが、国会での審議が遅れていた。

(3) 本年5月、コリア大統領は、5月6日付大統領令第1506号により、これまでに締結された投資保護協定及び国際調停システムを分析及び評価することを目的とした投資保護協定及び国際調停システム監査委員会（CAITISA）を設置していた。同委員会の概要は以下の通り、

ア 名称：投資保護協定及び国際調停システム監査委員会（CAITISA）

イ 目的：投資保護協定及び国際調停システムの分析及び評価

ウ 組織：国家企画開発庁（SENPLADES）の下部組織

エ 委員構成：

(ア) 国家企画開発庁、国家政策庁、外務貿易統合省及び大統領府法務局の代表4名

(イ) 国際法、国際投資及び国際調停法の国際的な専門家あるいは研究者4名

(ウ) 国際法、国際投資及び国際調停法にかかる経験を有する市民団体の代表4名

オ その後新しい動きはなかったところ、今般の委員任命の発言があった。しかしながら、本委員会委員を正式に任命する大統領令は発令されていない。

2. 遺伝子組み換え食品の表示

(1) 6日、生産・雇用・競争性調整省は、加工食品の表示にかかる規則を改正し、遺伝子組み換え食品に関しその旨表示するよう生産業者に義務付けた。表示ラベルにかかる規則は、保健省が、11月15日までに策定する。

3. 輸出事業者を対象とする補助制度

8日、エスピノサ生産・雇用・競争性調整大臣は、米国アンデス貿易促進麻薬撲滅法〈ATEPDEA〉の失効に伴い、特別特惠関税制度を享受できなくなった輸出業者のために導入された補助制度の(CERTIFICADO DE ABONO TRIBUTARIO)の付与が、導入以来2カ月で25万ドルに達した旨明らかにした。

4. エクアドル輸出投資振興局(PROECUADOR)ムンバイ事務所の開設

29日、在インド・エクアドル領事館内にエクアドル輸出投資振興局(PROECUADOR)ムンバイ事務所が開設された。クエバ駐インド総領事は、同事務所の開設によりインドからの投資の増加が見込まれ、対インド貿易赤字の改善が期待される旨述べた。